2023 年 8 月 1 日

大阪大学大学院経済学研究科

優秀な私費外国人留学生に対する授業料免除制度について

大阪大学では、研究力の強化と留学生の受入増進のために大学院入学試験において優秀であると認められる私費外国人留学生に対する授業料免除制度（特待留学生授業料免除）を実施しています。

本研究科では、4 月入学の博士後期課程入試についてのみ、特待留学生授業料免除の対象としております。当該入試に合格し、優秀と認められた留学生は本制度による授業料免除の候補者となります。

※本制度による授業料免除の対象となるのは、2027 年度までの各年度 4 月入学博士後期課程入試において最大 2 名までです。
※博士前期課程入試（夏季・冬季・Sustainable Economy Program）および博士後期課程入試（10 月入学）は本制度の対象ではありません。
※本制度は授業料のみが対象です（入学料は対象ではありません）。

(1) 免除対象者

以下のすべてに該当する者

① 入学時点において、在留資格が「留学」である者。
② 国費外国人留学生、外国政府派遣留学生等により授業料の支援を受けていない者。
③ 民間奨学金等により、授業料支援を目的とした授業料相当額の支援を受けていない者。

(2) 免除内容

全額免除とします。

(3) 免除期間

標準修業年限の間とします。

ただし、休学した期間は免除対象期間に含めるものとし、復学後に免除期間の繰り延べは行いません。当該課程入学時から起算して標準修業年限を経過した後は免除対象外とします。

(4) 授業料免除停止事項

次の場合には授業料免除を取り止めます。

① 「留学」の在留資格を取得せずに渡日したとき又は「留学」の在留資格が他の在留資

格に変更になったとき。

② 標準修業年限内での修了が不可能であることが確定したとき。

③ 学則等に則り、停学等の懲戒処分を受けたとき。

④ 他の制度により授業料免除を受けたとき。

⑤ 学業成績等により本制度による免除対象者としてふさわしくないと大学が判断したとき。

(5) 免除結果通知方法

本制度による授業料免除対象者として認定された方には、合格者発表日以降、授業料免除通知を送付いたします。

※授業料免除対象外となった方への連絡はいたしません。また、本制度の選考にかかる問い合わせは一切受け付けられません。